機械設備点検・整備共通仕様書（案）新旧対比表　令和７年３月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
1				第1章	総則	1				第1章	総則	
1	1			第1節	総則	1	1			第1節	総則	
1	1	26		1-1-26	履行管理	1	1	26		1-1-26	履行管理	
			12	12. 情報共有化	受注者は、監督職員及び受注者の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。				12	12. 情報共有化	受注者は、監督職員及び受注者の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	誤句修正
2				第2章	機器及び材料	2				第2章	機器及び材料	
3				第3章	共通履行	3				第3章	共通履行	
4				第4章	水門設備	4				第4章	水門設備	
5				第5章	揚排水ポンプ設備	5				第5章	揚排水ポンプ設備	
6				第6章	トンネル換気・非常用施設	6				第6章	トンネル換気・非常用施設	
6	1			第1節	通則	6	1			第1節	通則	
6	1	3		6-1-3	点検要領	6	1	3		6-1-3	点検要領	
					点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。 (1)点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。 (2)トンネル内の点検については、一酸化炭素濃度等、周辺環境に注意して行うものとする。運転停止の操作を行う際は、トンネル内のＶＩ値及びＣＯ値が良好な状態であることを確認のうえ行うものとする。 (3)点検作業中は照明設備を適切に配置するとともに、一般交通の支障とならないよう注意しなければならない。 (4)トンネル換気設備については、下記の点に留意して行うものとする。 ①送風機及び排風機の点検においては、異常振動、異常音、軸受温度等に留意し運転状態における異常の有無を判断するものとする。また、内部点検においては、羽根車の損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。 ②ジェットファンの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、運転状態における異常の有無を判断するとともに、ジェットファン本体と走行車両との衝突等による損傷がないか十分に観察するものとする。また、内部点検においては羽根車の損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。 なお、ジェットファンの操作は現場との連絡体制により安全に実施するものとする。また、ジェットファン吊り金具のゆるみ及びアンカー部付近のコンクリートに亀裂割れ等がないか十分な確認を行うものとする。 併せて、ＶＩ計及びＣＯ計など制御に係る各種計測機器の指示値が正常であるかを確認するものとする。						点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。 (1)点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。 (2)トンネル内の点検については、一酸化炭素濃度等、周辺環境に注意して行うものとする。運転停止の操作を行う際は、トンネル内のＶＩ値及びＣＯ値が良好な状態であることを確認のうえ行うものとする。 (3)点検作業中は照明設備を適切に配置するとともに、一般交通の支障とならないよう注意しなければならない。 (4)トンネル換気設備については、下記の点に留意して行うものとする。 ①送風機及び排風機の点検においては、異常振動、異常音、軸受温度等に留意し運転状態における異常の有無を判断するものとする。また、内部点検においては、羽根車の損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。 ②ジェットファンの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、運転状態における異常の有無を判断するとともに、ジェットファン本体と走行車両との衝突等による損傷がないか十分に観察するものとする。また、内部点検においては羽根車の手回しによる動作確認、損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。 なお、ジェットファンの操作は現場との連絡体制により安全に実施するものとする。また、ジェットファン吊り金具のゆるみ及びアンカー部付近のコンクリートに亀裂割れ等がないか十分な確認を行うものとする。 併せて、ＶＩ計及びＣＯ計など制御に係る各種計測機器の指示値が正常であるかを確認するものとする。	点検内容の追加

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
					(5)トンネル非常用施設については、下記の点に留意して行うものとする。 ①消火ポンプの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、吸水管、フート弁、ボールタップ等のフロートの機能を十分に確認するものとする。 ②消火栓の点検にあたっては、各部の清掃を行い、内部機器が正常に機能していることを確認するものとする。また、消火器については、外観に腐食、損傷等がないか、使用期限が過ぎてないか確認を行うものとする。 ③配管漏水点検のため、仕切弁を開閉した後は、所定の状態への復旧を確認するものとする。 ④管理運転時に、放水確認を行う場合は、一般交通に影響を与えない方法とし、歩行者、通行車両の通行の妨げとならぬよう事前に監督職員と打合せを行うものとする。その他の作業についても周囲への監視と安全を図るものとする。 (6)自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。 (7)警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員との打合せを行うとともに、操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。 (8)操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。						(5)トンネル非常用施設については、下記の点に留意して行うものとする。 ①消火ポンプの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、吸水管、フート弁、ボールタップ等のフロートの機能を十分に確認するものとする。 ②消火栓の点検にあたっては、各部の清掃を行い、内部機器が正常に機能していることを確認するものとする。また、消火器については、外観に腐食、損傷等がないか、使用期限が過ぎてないか確認を行うものとする。 ③配管漏水点検のため、仕切弁を開閉した後は、所定の状態への復旧を確認するものとする。 ④管理運転時に、放水確認を行う場合は、一般交通に影響を与えない方法とし、歩行者、通行車両の通行の妨げとならぬよう事前に監督職員と打合せを行うものとする。その他の作業についても周囲への監視と安全を図るものとする。 (6)自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。 (7)警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員との打合せを行うとともに、操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。 (8)操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。	
7				第7章	消融雪設備	7				第7章	消融雪設備	
8				第8章	道路排水設備	8				第8章	道路排水設備	
9				第9章	共同溝付帯設備	9				第9章	共同溝付帯設備	
10				第10章	機械式駐車場設備	10				第10章	機械式駐車場設備	
11				第11章	車両重量計設備	11				第11章	車両重量計設備	
12				第12章	車両計測設備	12				第12章	車両計測設備	
13				第13章	道路用昇降設備	13				第13章	道路用昇降設備	
14				第14章	ダム管理設備	14				第14章	ダム管理設備	
15				第15章	遠方監視操作制御設備	15				第15章	遠方監視操作制御設備	